

① 町職員の居住地実態について

本町のまちづくりのテーマとして「住みたい・住み続けたい・住んでよかったと言われるような幸福度日本一のまち」が掲げられています、このことは、町長就任以来一貫して、言われておられますし、私自身も賛同しております。この基本のまちづくりを目指すために、多くの施策の推進に最前線で町職員が頑張っておられると思っております。その職員の内町外に居住されている方々については、様々な事情があるとは思いますが、可能であれば本町内に転居を検討いただくことが出来ないかと思っております。そこで以下について質問いたします。今回の質問については、求める数値等が多くありましたので、細かく示しておりますが、回答できる範囲で答弁願います。

(1) 職員の町内居住者数と町外居住者数についてお示し願います。

(2) 町外居住者の内、借家等の賃貸物件に居住する職員の数と、そのうち住居手当を支給している数について答弁願います。

(3) 町外の借家等に居住している理由について、どのようなものがあるか、町内に居住できない、または、どうしても町外に住まなければならない等の理由が分かっているか答弁願います。

(4) 職員の平均給与で算出した場合の一人当たり町民税額、試算額をお示し願います。

(5) ふるさと応援寄付金制度の有効活用ということで、本町へのふるさと納税を強化していく取り組みが実施されているようではありますが、現在までに町外在住職員からの寄付があった事例はあるか伺います。

② 健康器具の各地区整備について

平成27年度に「いきいき健康まちづくり事業」として町民体育館のトレーニングマシンを整備されています、利用状況については年間延べ8180人の利用で前年度比20.2%アップ、使用料も21.6%アップの約87万円の収入があったということが先の9月議会で示されております、大変良い取り組みだと思っております、町民体育館のトレーニング室の状況を見ますと、利用者が多いときは、器具が使えないこともある程盛況だと聞いております、また町内の遠方から通っておられる方も多くおられるとのこと、町民の健康意識が非常に高いものだと思っております、こういった取り組みが町民の健康維持と、そのことが今後の国保財政にも大きく寄与するものだと考えております。そこで、器具の整備について、町民がより手軽に利用できるように町内各コミュニティに一箇所程度を目標に広く設置することが出来ないか伺います。

③ 大規模小売店舗立地法の届出書で示されている、周辺地域の生活環境を保持するための措置について

本年9月28日付けで長崎県に提出され、本町でも10月11日から29年2月10日迄縦覧に付されている、(仮称)イオンタウン長与にかかる大規模小売店舗立地法の届出書の中で周辺に与える影響とその対応策などが示されていると理解しておりますが、出店により発生する騒音等の環境関係また地域住民等の交通上の利便の確保を図るための交通関係など、事業者が示している対応策について町の見解を伺います。